



福岡医発第 1494 号 (地)
平成 24 年 9 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

特定健診・特定保健指導の契約について (注意喚起)

特定健診・特定保健指導の実施につきましては、年毎の契約となっているため、毎年契約に参加される医療機関を貴会においてお取りまとめいただいたうえで、本会と各保険者において契約を行っているところですが、今般、契約参加医療機関募集時に参加医療機関としての申請を行っていないにもかかわらず、特定健診を実施するという事案が発生致しましたのでご連絡申し上げます。

本件に関しましては、平成 24 年 9 月 5 日開催の本会第 17 回全理事会において協議の結果、別紙のとおり特定健診実施医療機関宛に通知することとなりましたので、貴会におかれましても本件についてご了解頂きますとともに、契約参加医療機関募集の際は、実施医療機関の漏れが無いよう、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

特定健診担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽



福岡県医師会 第 号 (地)
平成 24 年 月 日

各登録医療機関長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

特定健診・特定保健指導の契約について (注意喚起)

特定健診・特定保健指導の実施につきましては、年毎の契約となっているため、毎年契約に参加される医療機関を地区の医師会にお取りまとめいただいたうえで、本会と各保険者において契約を行っているところですが、今般、契約参加医療機関募集時に参加医療機関としての申請を行っていないにもかかわらず、特定健診を実施するという事案が発生致しました。

年度内の契約期間中は、医療機関の新規開業、廃業等を除く実施機関の追加・辞退は原則受け付けない旨通知文にも記載しておりますので、特定健診を実施される際は、必ず契約実施医療機関として登録済みであるかどうか確認の上、実施されますようお願い申し上げます。